

農林水産商工常任委員会資料

(令和2年2月26日)

項目	ページ
1 新型コロナウイルス感染症に対する企業向け支援策等について 【立地戦略課、企業支援課、通商物流課】…………	1
2 (株)エムズ・スタイル・テクノロジーの鳥取R&Dオフィス 開設に係る協定書調印式の実施について 【立地戦略課】…………	3
3 「とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」 第1回会議について 【雇用政策課】…………	5
4 鳥取県伝統工芸士の認定について 【販路拡大・輸出促進課】…………	7

商 工 労 働 部

新型コロナウイルス感染症に対する企業向け支援策等について

令和2年2月26日

立地戦略課、企業支援課、通商物流課

新型コロナウイルス感染症に対する企業向け支援策等について、以下のとおり実施していますので、ご報告します。

1. 県内企業向け各種支援策の実施

① 資金繰り支援

- ・地域経済対策変動対策資金の発動（1月30日）⇒低利率(1.43%)融資制度の発動
- ・低利率・保証料無料の融資制度の創設（2月14日）
⇒新型コロナウイルスの感染拡大により影響をうけた県内企業の借入について、低利率(0.7%)かつ保証料無料の融資制度を創設。

② サプライチェーンの再構築支援（ソフト支援）

- ・「戦略的海外展開構築支援事業費補助金」の上限額アップ（2月14日）
⇒サプライチェーンの再構築を目指す県内企業による調査等の経費について新型コロナウイルス対策の場合「戦略的海外展開構築支援事業費補助金」の上限額拡大（150万円→200万円）。

③ サプライチェーンの再構築のための設備投資支援（ハード支援）

- ・産業成長応援補助金の加算対象の拡大（今議会提案中）
⇒新型コロナウイルス対策等として国内回帰、内製化等を行う企業に対して「産業成長応援補助金」の大型投資（一般投資支援）の加算（+5%）対象を拡大する。

④ 商工関係団体に新型コロナウイルス相談窓口の設置（1月30日）

2. 県内企業への情報提供

① 県内企業向け新型コロナウイルス対策BCPセミナー（2月26日、鳥取市と米子市で開催）

② 県内企業者向けちらし作成・配布、ホームページでの注意喚起

③ 商工関係団体と新型コロナウイルス対応専用情報連絡網を構築（1月30日）

- ・県からの情報提供や企業からの情報収集（適宜実施）等に活用。

<具体的な提供情報の内容（2月19日現在）>

- ✓ 感染者発生時等に県内事業者が対応すべき事項について情報提供（職場で感染者が発生した場合の就業制限、職場で感染の疑いのある労働者への対応、土日業務の取り扱い等）
- ✓ 県内事業者に対して、感染予防強化の要請（感染地域・感染拡大など情報収集、従業員（特に海外渡航者）への注意喚起、海外渡航（中国など）自粛、現地駐在員帰国検討等）
- ✓ 県内事業者に対して、BCP（事業継続計画）にもとづく対応を要請
 - BCP未策定企業には「簡易版BCP」ひな形(商工労働部)、事業継続計画の策定ポイント(中企庁)について情報提供

3. 新型コロナウイルス対応のための商工関係団体等の情報連絡会の開催

（開催日） 第1回：1月30日、第2回：2月14日

（出席者） 各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、信用保証協会、政府系金融機関

※ 県内金融機関、観光連盟、旅館ホテル生活衛生同業組合は第2回のみ参加

新型コロナウイルス対応のための県内企業向け支援について

① 資金繰り支援

・ 低利率・保証料無料の融資制度創設

新型コロナウイルス感染拡大により影響をうけた県内企業の借入について、低利率かつ保証料無料の融資制度を創設。

融資利率	0.7% (通常1.43%)	5年間の特別措置
保証料	無料	
限度額(融資期間)	2億8千万円 (10年以内)	

② サプライチェーンの再構築支援 (ソフト支援)

・ 「戦略的海外展開構築支援事業費補助金」の上限額アップ

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、サプライチェーンの再構築等を検討する県内中小企業への支援を以下のとおり拡充する。

	新型コロナウイルス対策 (サプライチェーン再構築) の場合	新型コロナウイルス対策 以外の場合
補助上限額	2,000 千円	1,500 千円
補助率	2 / 3	
補助対象	専門家・コンサル活用費、調査費、各種認証取得費等	

③ サプライチェーンの再構築のための設備投資支援 (ハード支援)

・ 産業成長応援補助金の補助率アップ (今議会提案中)

新型コロナウイルス対策等として国内回帰、内製化等を行う企業に対して「産業成長応援補助金」の大型投資 (一般投資支援) の加算 (+5%) 対象を拡大する。

補助上限額	5億円
加算対象を行う場合 (5%加算要件)	〔現行要件〕 県内本社企業が新たに土地を取得して建屋を新設する場合 〔追加〕 海外情勢の変化等 (地域経済に特に大きな影響を及ぼすものとして商工労働部長が指定した事象) に対応したリスク回避等のための設備投資を行う場合 ※ 県内に拠点がある企業が対象。他の加算との併用は不可
補助率	10% → 加算対象には「15%」適用

【参考】県内企業の声 (2月19日現在)

- ・ 原材料輸入先が中国にあり、2/10工場再開予定だったがまだ稼働しておらず先行き不明。
- ・ 中国から加工品を輸入しているが、製材加工品の輸入がストップしたままである。
- ・ 中国の工場は、2月10日から旧正月前の約7割の従業員で稼働再開。部品が調達できない状態が続いており、これからの繁忙期、この状況が長引くと影響が出てくる。

(株)エムズ・スタイル・テクノロジーの鳥取R&Dオフィス開設に係る 協定書調印式の実施について

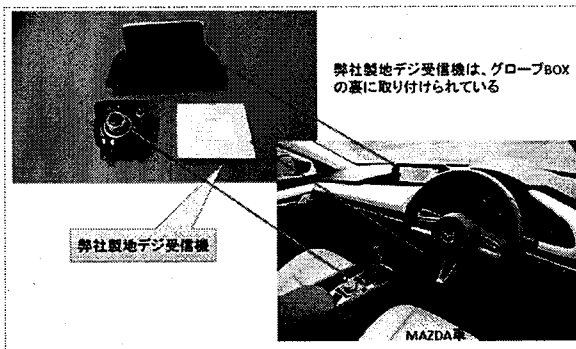
令和2年2月26日
立地戦略課

株式会社エムズ・スタイル・テクノロジー（本社：大阪市西区、正式表記：M's STYLE TECHNOLOGY）が、鳥取市に鳥取R&Dオフィスを開設することとなりました。これを支援する鳥取県及び鳥取市との間で、下記のとおり事業開始に係る協定書の調印を行いました。

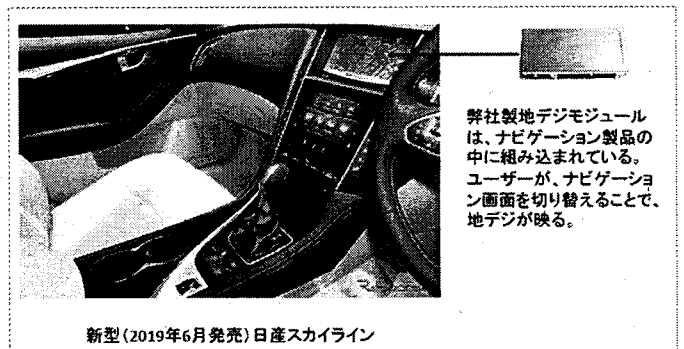
1 企業概要

- (1) 名称 株式会社エムズ・スタイル・テクノロジー (M's STYLE TECHNOLOGY)
- (2) 代表者 代表取締役 森田 正和 (もりた まさかず)
- (3) 所在地 大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2-4 土佐堀ダイビル9階
- (4) 設立 平成18年(2006年)
- (5) 売上高 4.0億円
- (6) 従業員数 15名
- (7) 事業所 大阪、ベトナム、ドイツ
- (8) 事業内容 車載機器(カーナビ、テレビ電波受信機)及び組込みソフトウェアの設計・開発業務

▼同社が設計しマツダ車に採用された地デジ受信モジュール



▼同社が設計し日産車に採用された地デジ受信モジュール



2 事業所開設計画

- (1) 名称 株式会社エムズ・スタイル・テクノロジー 鳥取R&Dオフィス
- (2) 所在地 鳥取市若葉台南七丁目5-1 鳥取県産業振興機構内
- (3) 雇用計画 13名(正規雇用。当初5人で開始→5年後13名予定。)
- (3) 操業開始 令和2年3月予定
- (4) 事業内容 車載機器(カーナビ、テレビ電波受信機)及び組込みソフトウェアの開発・提供
県内企業と連携した新たな車載機器開発・搭載ソフトウェア開発
車載対応の地域防災システム開発 など

3 県の支援見込み

・次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金 約5,760千円(5年間総額見込)

1) 事業所・設備の賃借料 8,520千円(5年間) × 1/2 = 4,260千円

2) 県外からの従業員の転入、IJUターン者の採用経費を上限1,500千円(1人最大30万円)まで支援

IJUターン雇用予定8人に対する対象経費 3,900千円(5年間) × 1/2 = 1,950千円

⇒ 補助上限額1,500千円を支援

4 調印式

- (1) 日時 令和2年2月18日(火) 13時から13時40分
- (2) 場所 知事公邸
- (3) 出席者

(株)エムズ・スタイル・テクノロジー	代表取締役	森田 正和
鳥取市	市長	深澤 義彦
鳥取県	知事	平井 伸治



協 定 書

株式会社 M's STYLE TECHNOLOGY (以下「甲」という。)、鳥取県 (以下「乙」という。) 及び鳥取市 (以下「丙」という。) は、甲の鳥取市への進出について次のとおり協定する。

第1条 甲は、別紙1のとおり鳥取市に事業所を設置するものとする。

第2条 乙及び丙は、前条に定める事業所の設置及び操業が支障なく円滑に行われるよう、誠意をもって協力するものとする。

第3条 甲は、従業員の採用に当たっては、鳥取県内在住者及び鳥取県内への I J U ターン者の積極的な採用及び鳥取市内への定住に努めるものとする。

2 乙及び丙は、甲の人材確保に当たっては、誠意をもって協力するものとする。

第4条 甲は、事業実施に当たっては、鳥取県産業振興条例 (平成23年鳥取県条例第68号) の趣旨を踏まえ、鳥取県内企業との積極的な取引及び協業の推進に努めるものとする。

第5条 甲が別紙1のとおり鳥取市に事業所を設置することに対し、乙及び丙は、別紙2に掲げる支援を行うものとする。

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事業を実施する上で知り得た他の当事者の営業、人事、技術その他の業務上の機密 (以下、総称して「機密情報」という。) を保持するものとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、機密情報を開示しようとする者があらかじめ書面により当該機密情報を保有する他の当事者の同意を得た場合は、この限りでない。

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有し、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとする。

令和2年2月18日

甲 大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2番4号 土佐堀ダイビル9階

株式会社 M's STYLE TECHNOLOGY
代表取締役 森田 正和

乙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

丙 鳥取県鳥取市幸町71番地

鳥取市
鳥取市長 深澤 義彦

(別紙1)

進 出 計 画 概 要

- | | |
|----------|---|
| 1 事業所の名称 | 株式会社 M's STYLE TECHNOLOGY 鳥取 R&D オフィス |
| 2 所在地 | 鳥取市若葉台南七丁目5-1 鳥取県産業振興機構内 |
| 3 事業所開設 | 令和2年3月 (予定) |
| 4 事業内容 | 車載機器 (カーナビ、テレビ電波受信機) 向け組込ソフトウェアの開発・提供事業など |
| 5 雇用計画 | 13名程度 (5年計画) |

(別紙2)

- 鳥取県の支援
鳥取県産業成長応援条例 (令和元年鳥取県条例第4号) に基づく支援
- 鳥取市の支援
鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金交付要綱 (平成15年12月15日制定) に基づく支援

「とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」第1回会議について

令和2年2月26日
雇用人材局雇用政策課

国は「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2019」において、全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる環境整備を進める中、「就職氷河期世代活躍支援プログラム」を取りまとめ、3年間の集中的支援に取り組む方針を打ち出しました。

厚生労働省においては、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」（令和元年12月23日関係府省会議決定）を踏まえ、各都道府県労働局が主となり、各都道府県と連携して「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」を設置して関係機関が一体となって支援することとなりました。

本県においても、就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げ、各界一体となった支援を行うため、鳥取労働局と連携し、関係する団体・機関を構成員とする「とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を設置し、第1回会議を開催しました。



1 日時 令和2年2月17日（月）午前10時から午前11時25分

2 場所 とりぎん文化会館 第3会議室（鳥取市尚徳町101-5）

3 構成機関・団体

経済団体	鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、一般社団法人鳥取県経営者協会
労働団体	日本労働組合総連合会鳥取県連合会
支援団体	独立行政法人高齢・障害求職者雇用支援機構鳥取支部、鳥取県地域若者サポートステーション、とっとりひきこもり生活支援センター
市町村	鳥取県市長会、鳥取県町村会
行政機関	中国経済産業局、鳥取労働局、鳥取県（商工労働部、福祉保健部）

4 事務局 鳥取労働局（主）、鳥取県（副）

5 主な内容

- (1) とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの概要
- (2) とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領
- (3) 構成機関・団体の主な取組

6 主な意見

- ・この施策は光を当てるべきところに光を当てる政策で、非常に評価する。各機関が総がかりで実行して、実効性を高めていくことが大事。
- ・支援対象者がこの政策を知る活動が大きなポイントになる。広報活動に工夫が必要。
- ・一番問題なのは長期無業や引きこもりの方が活躍できること。これまで15年から20年仕事をされていない方が社会に出て行くことが大切になると思う。
- ・支援対象者は、就職しても環境が合わず短期間で辞められることも起こり得るため、その方々へのフォロー、再就職への支援について、事業実施計画に入れて頂きたい。

7 今後の予定

第2回会議を6月～7月に開催し、事業実施計画を策定

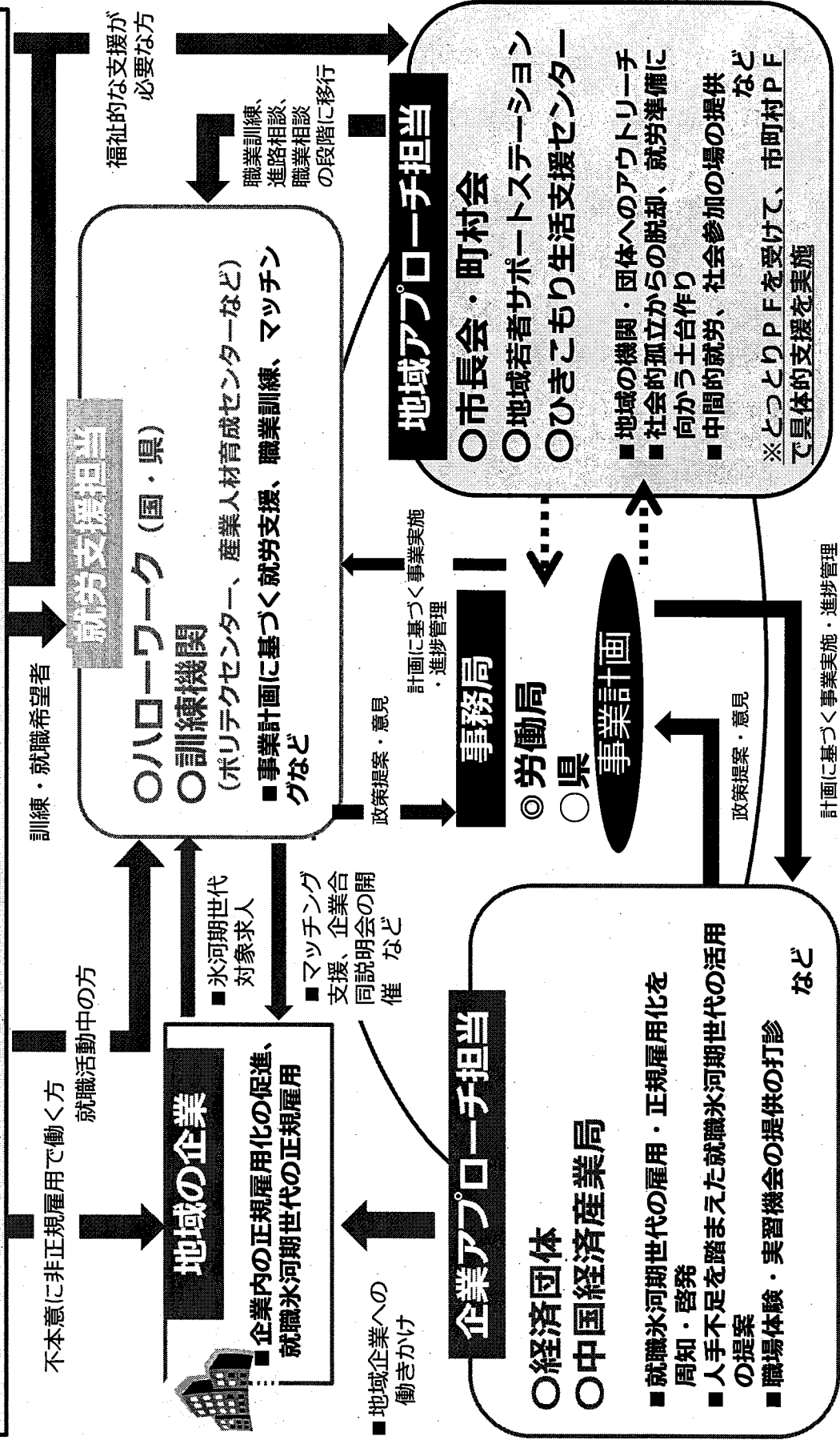
8 その他

「とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の設置は、既にモデル実施団体として先行している4府県（大阪府、愛知県、福岡県、熊本県）に次いで、全国で5番目の設置となる。

「とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」のイメージ図

就職氷河期世代（支援対象：基本的に35歳以上55歳未満）

- ① 不安定な就労状態にある方
- ② 長期にわたり無業の状態にある方
- ③ 社会参加に向けたより丁寧な支援が必要な方（ひきこもり等）



鳥取県伝統工芸士の認定について

令和2年2月26日
販路拡大・輸出促進課

鳥取県では、郷土工芸品・民芸品を製造する職人のうち、高度な伝統技術・技法を有する方を鳥取県伝統工芸士として認定しています。

今年度、新たに2名の鳥取県伝統工芸士を認定し、1月31日（金）に知事公邸で認定証交付式を行いました。

1 令和元年度 鳥取県伝統工芸士認定者

品名	氏名	従事年数	所在地
陶磁器・国造焼	山本 佳靖	18年	倉吉市
陶磁器・福光焼	河本 慶	19年	倉吉市

※鳥取県伝統工芸認定委員会の審議結果を受け、知事が認定。



2 認定者の紹介

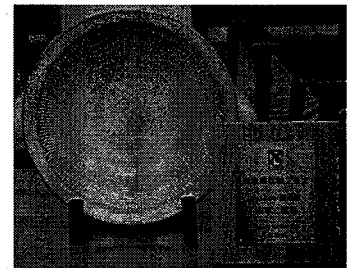
(1) 国造焼（こくぞうやき） 山本 佳靖（やまもと よしやす）氏

【国造焼の概要】

- ・明治23年創業。「国造焼」の名は、不入岡の近くにある「こくぞうさん」と呼び親しまれている伯耆のみやつこを祀った大将家にあやかっている。
- ・先代は昨年ご逝去され、現在は4代目・佳靖が妹の花野子（かやこ）とともに伝統を引き継ぎ作陶している。

【略歴等】

- ・平成13年に実父で県無形文化財保持者である先代の山本浩彩（こうさい）に師事し、陶芸を始める。
- ・シンプルなデザインの食器を製作する一方、先代の作風を引き継ぐ、焼締窯変の壺などの美術工芸にも取り組み、日本伝統工芸展中国支部展、鳥取県美術展覧会、倉吉市美術展覧会などで複数回受賞している。
- ・地元の小学生に陶芸指導するほか、鳥取たくみ工芸店や大阪のギャラリーなどで個展を開催したり、鳥取の若手陶芸家と共同でグループ展を開催したりするなど意欲的に取り組んでいる。



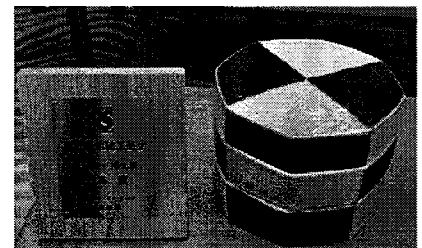
(2) 福光焼（ふくみつやき） 河本 慶（かわもと けい）氏

【福光焼の概要】

- ・初代である父・賢治が北栄町出身の陶芸家・生田和孝（丹波焼）に師事し、昭和55年に地元で「福光焼」を開窯する。
- ・平成28年の中部地震で登り窯が損壊するも、自身の手で少しずつ修復し翌年に登り窯を復活させた。
- ・現在は父と2人で作陶している。

【略歴等】

- ・子供の頃から物づくりや絵を描くことが好きで、平成12年に県伝統工芸士である実父に師事する。
- ・蹴りロクロを使用し父の民芸スタイルを受け継ぎながら、時代に合わせた使いやすい器づくりに挑戦している。
- ・また、蓋物など芸術性の高い作品にも取り組み、鳥取県美術展覧会、倉吉市美術展覧会で複数回受賞している。今年度、倉吉市展では工芸部門の市展賞を受賞、県展では工芸部門入賞。
- ・地元の中学生に陶芸指導するほか、個展を開催したり、鳥取の若手陶芸家と共同でグループ展を開催したりするなど意欲的に県内外への販路を開拓している。



3 鳥取県伝統工芸士認定制度について

- ・鳥取県伝統工芸士は、県が指定した鳥取県郷土工芸品及び民芸品を製造する者を、市町村から推薦を受けて、従事年数（10年以上）・技法などを認定委員会で審査し認定。
- ・今回の認定者を含め、鳥取県伝統工芸士は49名。（染織物6、陶磁器15、玩具4、竹細工8、木工13、鍛冶1、和太鼓2）